

Title	ジョン・ ロックにおける理性主義と快楽主義
Sub Title	Locke on rationalism and hedonism
Author	鈴木, 奨(Suzuki, Sho)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2024
Jtitle	エティカ (Ethica). No.17 (2024.) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20240000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョン・ロックにおける理性主義と快楽主義

鈴木 奨

はじめに

ジョン・ロックは、初期の『自然法論』(c.1663-64)などで理性によって見出される自然法について論じ、主に『人間知性論』(1690; 2nd, 1694; 4th, 1700)においても理性・知性の働きについて積極的に論じている。そのため、ロックは、道徳に関して理性を重視する立場であり、理性主義的な道徳論を提示していると考えられている。しかしその一方で、彼は、主に『人間知性論』で論じられている快苦や欲求を基軸とした快楽主義的人間観を提示しており、道徳に関する賞罰に基づく行為の動機づけについて論じている。そのため、ロックは、理性の役割を重視する一方で、快楽主義的な道徳論を提示しているとも捉えられている。

実際に、このような理性主義的な記述と快楽主義的な記述は、ロックが道徳についてどのように考えていたのかということへの理解を困難にさせ、ロック研究者たちの間で論争を呼んでいる。たとえば、フォン・ライデン、ラスレット、アーロン、シュナイウィンドらは、それらの記述を整合的に解釈することが困難であるという立場に立っている。その一方で、コールマン、ダーウォル、シェリダン、ロシターは、それらの記述を整合的に解釈することができるという立場に立っている。

それでは、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述は整合的に解釈できるのか、できないのか。この問いに対して、本稿はそれらの記述を整合的に解釈できるという立場に立つ。本稿では、先行研究を踏まえつ

つ、これらの記述がどのように論じられているのかを整理し、これらの記述が互いにどのような関係であるのかを論じていく。そのうえで、いかにして整合的な解釈が可能になるのかについて明らかにしていき、そこからさらに、整合的な解釈をするうえでの問題点についても論じていきたい¹。

具体的には、以下のように議論を進めていきたい。まず、理性主義的な記述と快楽主義的な記述を整合的に解釈できないとする先行研究と、それらを整合的に解釈できるとする先行研究を取り上げ、それぞれの主張とその根拠を確認する（第1節）。次に、ロックが、実際に、どのように理性主義的な記述と快楽主義的な記述をしているのかを確認する（第2節、第3節）。そのうえで、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述が、いかにして整合的に解釈できるのかを示す（第4節）。そして、整合的に解釈できるとする立場の主張を個別に検討し、それらの問題点を指摘する（第5節）。さらに、その問題点を克服し、整合的に解釈できるとする立場を補強することを試みる（第6節）。

第1節 問題の所在

理性主義的な記述と快楽主義的な記述の整合性に関する問題は、多くの主要なロック研究者たちによって言及されてきた。このうち、それらを整合的に解釈できないとする研究者らは、具体的に次のように主張している。

まず、フォン・ライデンは「ロックが展開した快楽主義や晩年に抱いた特定の他の諸見解は、実際に、彼が一心に自然法という教義へと固執することを困難にさせた」（von Lyden 1954: 14）と述べ、ロックが「倫理学

1 本稿では、先行研究上で問題となっているのが、理性主義的な記述と快楽主義的な記述の整合性が、ロックの考える「道徳」の文脈においてどのようなものかというものであるため、あくまで、道徳に関するそれらの記述とその整合性に注目していく。

一般」(c.1686-88) 第八章において削除した一節を引き合いに出したうえで、「私は思うに、その一節は、ロックの快楽主義と道徳法則という絶対的体系へのロックの信念との間にある問題への本質的な困難さを明らかにしている」(von Lyden 1954: 72) と指摘している。フォン・ライデンは、ロックが固持した快楽主義的な記述と自然法(理性主義的な記述)をともに解釈することの困難さを強調している。また、ラスレットは「ロックは、もしかすると、すべての偉大な哲学者の中で最も一貫性のない哲学者である。そして、ロックのいずれにおける著作内か著作間において矛盾を指摘することは、難しいことではない」(Laslett 1988: 82) としてロックを消極的に評価し、ロックの倫理的文言に関する「問題点は、ロックが正と不正を神の命令と神の罰則に基づかせていることであり、また、ホッブズ的な種類の倫理である快楽主義的倫理を取り入れたことでもあった」(Laslett 1988: 82n) と指摘している。ラスレットは、ロック道徳論の問題点が快楽主義的な記述にあり、それが原因で(神の意志の命令である²) 自然法に関する記述や快楽主義的な記述を包括するロック道徳論そのものを整合的に解釈することが困難であると主張している。さらに、アーロンによれば、「ロックが思い浮かべた〔論証道徳の〕体系を提出できなかったことのより深い理由は、彼の思想における内的矛盾にある。その矛盾は、時折ロックが道徳に関してなす様々な文言を読む際に、明白になる。……二つの理論が、ロックの心の中で互いに拮抗している。両理論は保持されているが、それが意味するところは、一貫した道徳理論の発見が困難になっていることである。一つ目の理論は、快楽主義である……。二つ目の理論は、理性主義である……」(Aaron 1971: 256-57) ([] は訳者による補足、以下同じ)。アーロンは、理性主義的な記述と快楽主義的な記述がロック道徳論を整合的に解釈する際の問題点であると明言している³。加えて、シュナ

2 本稿第2節で示す通り、ロックは、自然法を神の意志の命令と捉えている(ELN 1: 110-11)。

3 正確には、アーロンは、この箇所において自然法というよりも、ロックが述べ

イウィンドによれば、「彼ら〔支配者の被造物〕は、どんな動機で〔自然法に〕従わなければならないのであろうか。ロックの後の快樂主義は、罰則への恐れと報酬への望みという答えを避けられないものにした。自然法についての初期の素描は、『人間知性論』で提案された人間の道徳的動機に関する受け入れがたい見解から逃れる道を何も提示しなかった」（Schneewind 1994: 215）。シュナイウィンドも、ロックが提示した快樂主義的な記述と自然法（理性主義的な記述）が両立可能ではないと主張している⁴。このように、いずれの論者も、ロックによる理性主義的な記述と快樂主義的な記述の整合性に関して疑問を呈している点で一致しており、それらの整合性のなさを問題にしている⁵。

それに対して、ロックによる理性主義的な記述と快樂主義的な記述を整合的に解釈できるとする研究者らは、次のように主張している。

まず、コールマンは「ロックの快樂主義は、しばしば主張されるように、彼の倫理的理性主義と調和しないわけではない」（Colman 1983: 235）と明言している。また、ダーウォルは「……賞罰は『自然法論』におけるロック自然法理論の中心で」（Darwall 1995: 38）あり、「……神による報酬への期待と罰則への恐れは、服従を行為者の合理的な利益にさせる」（Darwall 1995: 39）として、ロック型の快樂主義的行為者が自然法に従うメカニズムを肯定的に論じる（Darwall 1995: 36-41）ことで、理性主義的な記述と快樂主義的な記述の整合的な解釈が可能であると主張している。さらに、近年では、シェリダンが「私は、『自然法論』において示される

た論証道徳に関することや、理性が真の善を把握することを取り上げて理性主義と述べている。

- 4 それどころか、シュナイウィンドは、ロックの道德論が失敗していると主張している（Schneewind 1994: 199）。
- 5 我が国では、大槻春彦（大槻 1974: 441-42）、浜林正夫（浜林 1996: 182）、田中正司（田中 2005: 137）らが、理性主義的な記述や快樂主義的な記述を含むロック道德論の整合性について問題視している。

ようなロックの初期道徳論が、彼の成熟期の著作において顕著になる快楽主義的動機論と両立可能であるという点で、ダーウォルやコールマンに同意する……」(Sheridan 2007: 47) と述べている。そして、ロシターも「……ロックが残した人間心理についての快楽主義的な記述と、ロックが自然法の観点からなす道徳的義務についての説明との間には、矛盾がない」(Rossiter 2016: 204) として、明白にロックを擁護している。このように、コールマン、ダーウォル、シェリダン、ロシターは、理性主義的な記述と快楽主義的な記述を整合的に解釈できると主張している⁶。

以上のように、ロックが残したこれらの記述をめぐって、ロック研究者たちは、立場を二分しており、特に、いかにして理性主義的な記述と快楽主義的な記述の整合的な解釈が可能なかが問題となっている。

第2節 理性主義的な記述

前節では、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述を整合的に解釈できないとする立場と解釈できるとする立場の主張をそれぞれ確認した。それでは、ロックは、実際にどのようにそれらの記述をしているのか。本節では、まず、ロックの理性主義的な記述を確認することにしたい。

ロックは、初期の『自然法論』において、理性によって見いだされる自然法について論じている。ロックによれば、『自然法論』第一章の題名が示す通り (ELN I: 108-9)、道徳規則と自然法は、同一視されうるものである。そして、道徳規則である自然法について、以下のように述べている。

この自然法は、自然の光によって認識できる神の意志の命令であり、何が理性的な本性と一致するかを示し、まさにそれを理由と

6 我が国では、佐々木拓が、サンクション論による自然法と快楽主義的な記述の整合的解釈への可能性を示唆している (佐々木 2017: 5-6)。

して、それらを命じたり禁じたりする。(ELN 1: 110-11)

ロックによれば、自然法とは、理性と感覚たる自然の光 (ELN 4: 146-47) によって認識可能な道德規則である。また、それは、理性の命令そのものではなく、理性によって発見される (外的な) 法である (ELN 1: 110-11)。そのため、自然法は、あくまで理性 (と感覚) によって認識されるものであって、心に植えつけられた知識ではない (ELN 3:136-7)。

また、ロックは、理性によって認識可能な自然法の内容について、道德 (自然法) が論証可能である (EHU 3.11.16) と主張したうえで、次のように示している。

……基本的自然法 (the Fundamental Law of Nature) によって、人はできる限り保存されなければならない。(TG 2.16)

……第一の基本的自然法は、社会を保全することであり、(公共善と両立する限りにおいて) 社会にいる各個人を保存することである。(TG 2.134)

……基本的自然法は、人類の保全である。(TG 2.135)

自然法の中でも核となる基本的自然法の内容は、おおよそ自己保存と人類 (や社会またその成員) の保全の二つである。上述した通り、ロックは、自然法 (道德) が論証可能であると指摘しているため、おおよそ、このような基本的自然法を軸にして細部の自然法が、理性によって認識される、すなわち、論証されると考えられるだろう⁷。

7 ロック自身は、『人間知性論』第四版 (1700年) に至るまで、道德が論証可能であるという主張を撤回していないが、その一方で、基本的自然法を除いて詳しい体系的な自然法の条項について提示できていない。また、自然法が認識可能であり、またそれが論証可能であるという点は、理性 (や知性) の役割によるものであると解釈している。

このように、ロックは、自然法が、理性と感覚たる自然の光によって認識可能な道德規則であると主張しており、また、それが論証可能であり、その基本的な内容として自己保存と人類の保全を挙げている。

ここまで、理性が自然法を論じるうえで重要な概念になっていることを確認してきたが、ロックは、自然法との関係以外によっても、理性の重要性について言及している。

〔小さい善を選ぶという〕この軽率さを止めるために、私たちの知性と理性が私たちに与えられたのであり、私たちがそれを正しく用いるならば、それは〔何が大きな善であるかを〕吟味し把握し、その結果に基づき、判断する。(EHU 2.21.67)

知性と理性は、より大きな善（快樂）を得るために必要である。善や快樂については、次節において詳しく論じるが、ロックは、善について吟味するために理性が重要な役割を果たしていると考えている。さらに、それに関連して、ロックは以下のように述べている。

私たちの知性が自由に検討し、偏見なき理性が判断することができるように、私たちの欲求へのあまりに軽率な追従を自制すること、私たちの情念を節制することや抑制すること、そのことに、真の幸福に至る私たちの行動に対する正しい方向づけがかかっている。それゆえ、私たちはこのことに主たる配慮と努力を傾けなければならない。(EHU 2.21.53)

この一節は、善や快樂だけでなく、欲求やその保留とのかかわりからも、知性や理性が重要であることを示している。欲求の働きについても、次節で論じるが、ロックは、少なくとも理性によって見いだされる自然法以外にも、善や快樂、また欲求との関係から、理性の重要性を主張している。

このように、ロックは、まず自然法とのかかわりから理性について論じており、さらにそれだけでなく、善や欲求とのかかわりからも理性について論じている。したがって、ロックの理性主義的な記述は、大きく分けて、①自然法に関するもの、②善や欲求とかかわる理性や知性に関するものの二つであると考えることができる。

第3節 快樂主義的な記述

前節では、ロックの理性主義的な記述について確認したが、本節では、ロックの快樂主義的な記述について確認することにした。ロックは、主に『人間知性論』において、快樂主義的な記述をしているが、それらは、主に、人間の意志がどのように決定されるのかという議論のうちで見いだされる。それでは、意志は、どのようにして決定されるのか。ロックは、それについて次のように述べている。

そこで、何が私たちの行為に関して意志を決定するのかという探究にもどってみよう。すると、私が第二版で思い直したそれ〔意志を決定するもの〕は、一般に想定されるように、目に見えるより大きな善ではなく、人が現在置かれている（ほとんどの場合、最も差し迫った）落ち着かなさ（*uneasiness*）である。（EHU 2.21.31）

人間の意志を決定するものは、（目に見える）善そのものではなく、落ち着かなさ（不安）である。ロックは、この落ち着かなさについて、「……欲求とは、欠如した善を欲しようとする心の状態である、落ち着かなさのことである」（EHU 2.21.31）と指摘し、欲求と落ち着かなさを同一視している。すなわち、意志は、欠如した善を求める心の状態である欲求、つまり落ち着かなさによって決定される。

さらに、ロックは、欲求の根底にあり、それを動かすものについて、

「欲求を動かすものは何かと問われたら、幸福であり、幸福だけであると私は答える」(EHU 2.21.41)と明言している。したがって、欲求の根底には幸福があり、幸福を追求する傾向があると想定できる。実際に、ロックは、快楽である幸福と苦痛である不幸こそが人間の行為の源泉である(OEG 1: 298)と指摘している。また、ロックによれば、幸福とは、できる限りの最大の快楽であり(EHU 2.21.42)、快楽を生じさせたり、苦痛を低減させたりする事物は、善と呼ばれる(EHU 2.20.2)⁸。

このように、ロックは、意志が、欠如した善を求める心の状態である欲求、つまり落ち着かなさによって決定され、また、欲求は、できる限りの最大の快楽である幸福によって動かされると考えている。

意志がどのように決定されるのかという疑問に対して、ロックは、幸福(追求)によって動かされる欲求によってであると答えているが、その議論を発展させて、具体的な幸福について論じている。それでは、ロックが想定する幸福とは何か。それについて、ロックは次のように主張している。

現世における快楽や苦痛が来世における不滅な魂の無限の幸福と極度の不幸に及びうことはないため、人の力能のうちにある行為は、現世における行為に伴い続いてくる一時的な快楽や苦痛に従ってではなく、来世におけるあの完全かつ持続する幸福を確保するのに役立つように選択されるであろう。(EHU 2.21.60)

……無限で大きな可能性を持つ善が、意志の指示するすべての継続する行為において意志を規則的かつ絶えず決定するはずである。そして、私たちは、一度もじっと立ち止まったり他のいかなる目的に私たちの行為を向けたりすることなく、絶えず着実に天国への路を保つはずで

8 ロックによれば、快楽をもたらす事物が善と呼ばれるのに対して、苦痛をもたらす事物は悪と呼ばれる(EHU 2.20.2)。

ある。来世の永遠な状況は、富や名誉また私たちが提示できる他のいかなるこの世の快樂への期待よりも、たとえ私たちが現世の快樂の方がいっそう確実に獲得できるものだと思えたとしても、遥かに上回っている。(EHU 2.21.38)

この世界のうちでもたらされる快樂ではなく、来世においてもたらされる快樂こそが、無限の幸福である。そして、そのうえで、ロックは次のように指摘している。

天国での無限かつ永遠の喜びが一度でも提案され、可能なものであると考えられるとすれば、一体いかにして、それ〔意志〕が、その喜びから逃れられるのであろうか、私には分からない。……考慮されたより大きな善が意志を決定するとすれば、一度でも提示された卓越した善は、意志を捕らえるほかになく、他へ向かうことを決して許さず、この無限で最大の善への追求へと意志を固執させるほかないのである。というのも、他の行為だけでなく、思考に対しても力能を持ち、これを指示する意志は、もしそうだとすれば、心の観想をそのような善へと固定させるということになるからである。(EHU 2.21.38)

ロックにとって、最大善としての来世の幸福は、意志を強固に決定するものである。加えて、ロックは、最大善としての真の幸福を選択し追求するという必然性によって、欲求を保留せざるを得ない(EHU 2.21.51)と指摘している。それゆえ、この最大善が強く意志を捕らえ、決定すると考えている。つまり、ロックは、具体的には、来世の幸福が最大善であり、それが意志を強く決定づけると主張している。

このように、ロックは、主に意志がいかにして決定されるのかという議論のうちで、快樂主義的な記述をしている。具体的には、最大の快樂である幸福によって動かされる欲求、すなわち、落ち着かなさが、意志を決

定すると指摘し、具体的な幸福として、意志を強固に決定づける来世の幸福を挙げている。

第4節 理性主義的な記述と快楽主義的な記述の整合性

前節まで、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述を確認してきた。それでは、ロックのこれらの記述を整合的に解釈することはできるのか。本節では、本稿が問題としていたこれらの記述の整合性の問題に戻り、この問題に焦点を絞って論じることしたい。

この問題を整合的に解釈するためには、まず、本稿第2節で論じた理性によって見いだされる自然法と、善や欲求とかかわる理性や知性の働きが、いかにして本稿第3節で論じた意志を決定する際に働く欲求や幸福とかかわっているのかを明らかにする必要があると思われる。その手掛かりとなるのは、ロックの「道徳的善悪」に関する説明である。ロックは、それについて次のように論じている。

道徳的善悪とは、単に私たちの有意的行為と何らかの法との一致や不一致に過ぎず、それによって立法者の意志と力能から私たちに善や悪がもたらされる。立法者の判決により、その法への遵守や違反に伴う善や悪つまり快楽や苦痛は、私たちが賞罰と呼ぶものである。(EHU 2.28.5)

道徳的善とは有意的行為が法と一致することであり、道徳的悪とは有意的行為が法と一致しないことである。このように、ロックは、道徳的善悪を行為と法の一致不一致から説明している。しかし、ロックが指摘する「有意的行為」と「何らかの法」が何を示しているのかは、この一節からは明らかになっていない。それでは、「有意的行為」と「何らかの法」とは何を示しているのか。

まず、有意的行為について、ロックは、次のように言及している。意志とは、心の様々な行為や身体の運動を始めたり控えたり、続けたり止めたりする力能のことであり、特に現実に行使されると、いろいろな心の指令や命令の結果として行為を控えたり行ったりすることは「有意的」と呼ばれる（EHU 2.21.5）。したがって、前節において論じた通り、最大の快樂である幸福によって動かされる欲求が決定する意志は、行為を控えたり続けたりすることができ、現実にはそのような行為を控えたり行われたりする場合に、その行為は有意的行為と呼ばれる。

次に、何らかの法について、ロックは、まず「……道德規則や道德法則に関して、私には三つの異なった強制や賞罰を伴った三種〔の法〕があるように思える」（EHU 2.28.6）と主張している。三種の法とは「神の法」（The Divine Law）、「市民法」（The Civil Law）、「評判法」（The Law of Opinion or Reputation）（EHU 2.28.7）である。神の法とは、自然の光や啓示の声によって、神が人々の行為に設けた法のことであり（EHU 2.28.8）、市民法とは、国家が国家に属している者の行為に対して定めた規則であり（EHU 2.28.9）、評判法とは、（世間の人々によって）徳と悪徳という名で示される法のことであり（EHU 2.28.10）。そして、ロックによれば、三種の法のうち、市民法は（神の意志の命令である）自然法と一致する必要がある（TG 2.135）、評判法は神の法と一致する（EHU 2.28.10-11）。それゆえ、ロックの考えるすべての法の根底には、神の意志が存在する。自然法が神の意志の命令である（ELN 1: 110-11）ことを考慮すると、神の法は、自然の光によって見出された場合、自然法と呼ばれると考えられる。したがって、自然法は、何らかの法のうちに含まれ、市民法とも評判法とも一致すると考えられる。

このように、欲求によって意志が決定される行為者の有意的行為が、理性によって見いだされる自然法といった何らかの法と一致する場合、それは道德的善と呼ばれ、反対に一致しない場合、道德的悪と呼ばれるのである。したがって、ロックが想定する道德論の主要な概念の一つのうちに

道徳的善悪が含まれるとすれば、この道徳的善悪という概念が、自然法を含む理性主義的な記述と、欲求や幸福を含む快樂主義的な記述を結びつけていると考えることができるであろう。

以上の点から、一見すると、ロックの理性主義的な記述と快樂主義的な記述が整合的に解釈できるように思える。しかしながら、ロックが想定する行為者は、必ずしも自然法と一致するように行為するわけではない。したがって、この点を明らかにしなければ、これらの記述を整合的に解釈することができるとは言えないであろう。そこで、この点を明白にすることが求められるが、その手掛かりとなるのは、上述した道徳的善悪に関する一節で言及される賞罰である。

ロックによれば、有為的行為と上述した法が一致するときには、報償がもたらされ、一致しないときには、処罰がもたらされる。賞罰を与える立法者は、神の法や自然法にあつては神であり、市民法にあつては統治者であり、評判法にあつては世間の人々である。だが、今しがた見たように、ロックは、市民法や評判法は神の法や自然法と一致し、すべての法の根底には神の意志が存在すると考えており、事実、神の法を道徳的正しさに関する唯一の真の基準とみなしている（EHU 2.28.8）。それゆえ、ロックにとって、神が絶対的な立法者である。すなわち、立法者による究極の賞罰は、神による賞罰となる。

それでは、神が与える賞罰とは何か。前節で言及した最大善としての来世の幸福は、神によって与えられるものであると考えられる。そのことを考慮すると、まさにこの来世の幸福が与えられるかどうか、立法者である神によって与えられる賞罰の内実だと考えられる。したがって、行為者は、この賞罰を考慮して自然法を順守するようになると考えられる。

また、第2節で言及した通り、ロックは、小さい善ではなく、より大きな善を選ぶために、知性と理性が重要な役割を果たす（EHU 2.21.67）と主張しており、とりわけ、真の幸福（来世の幸福）に至るために重要である（EHU 2.21.53）と考えている。したがって、最大善としての来世の

幸福を選ぶためにも、理性や知性の働きは重視されるのである。

このように、幸福によって動かされる欲求によって決定される意志を持つ人間は、最大善である来世の幸福のために、理性によって見いだされる自然法を順守する。その際、最大善を求めるように、理性や知性が重要な役割を果たしている。したがって、ロックにおいて、理性主義的な記述と快楽主義的な記述は相補的な関係にあり、それらを統合的に解釈することは十分可能である。

第5節 統合的な解釈とその問題点

前節まで、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述を確認しつつ、その統合的な解釈がいかに可能であるのかということを論じてきた。本節では、統合的な解釈が可能であるとする立場の研究者たちの中でも、それぞれ主張がいくらか異なっているため、それらを確認していくことにしたい。そして、それらの議論からどのような問題が生じているのかを明らかにしていく。

ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述を統合的に解釈できるとする立場の研究者は、主にコールマン、ダーウォル、シェリダン、ロシターらであった。しかし、彼らの主張はそれぞれいくらか異なっているため、以下では、一人一人の主張を確認していきたい。

まず、コールマンは、ロックの理性主義的な記述について、「理性主義的な倫理的直観主義は、生得的道徳に反対の立場であるロックによって否定されている。理性とは、経験から与えられた知識とともに働き、道徳法則が要求することを理解する、推論的な理性のことである」(Colman 1983: 236)と述べ、また、ロックの快楽主義的な記述に関して、「ロックが認める唯一の絶対的かつ普遍的な快楽の源は、天国に備えられた報酬である」(Colman 1983: 237)と述べている。そのうえで、コールマンは、「私たちはこの世における道徳的義務を果たすことで天国での報酬を得る」

(Colman 1983: 205) ため、行為者は天国での幸福という快楽のために推論能力としての理性を用いて道徳的行為をするようになると解釈している。そして、そのように解釈することで、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述が整合的であると主張している⁹。

次に、ダーウォルは、「少なくとも行為者が理由をもって行為している際に、行為者は自らの利益に反して行為することができない。しかし、神はいたずらに意志することがないため、神は私たちが合理的にこれらの原則〔自然法〕に一致することを可能にさせたに違いない」(Darwall 1995: 43-4) と述べ、ロックの場合、快苦に基づく行為者は自らの自己利益を求めて行為するため、神は自然法に従うことが行為者にとって利益になるようにしたと解釈している。そして、ダーウォルは、自然法に従う利益に関して、「神は、超自然的な、〔自然法を〕遵守することへの利益と遵守しないことへの負担を設けたのに違はなく、前者が常に行為者の利益になり、後者が常に行為者の利益に反するのに十分な、通常の自然的結果を超えたものを設けた」(Darwall 1995: 44) と解釈している。つまり、ダーウォルの解釈では、快苦に基づく行為者は、自然を超えた利益(天国での幸福)を求めて、理性によって知られる自然法を遵守するのであり、その意味で、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述は矛盾しない。ダーウォルの解釈は、行為者が天国での幸福という快楽を求めて道徳的に行為するようになるという点では、コールマンと同じである。しかしながら、ダーウォルは、道徳に関して内的な動機の可能性を見出そうとしており(Darwall 1995: 51-52, 149-72)、その点では、コールマンと異なっているの

9 コールマンは、個人それぞれによって幸福をもたらす対象が異なることもあるが、来世の幸福のみがあらゆる個人が欲望する適切な対象であると解釈している(Colman 1983: 227)。すなわち、ロックの場合、経験可能な快楽によって道徳的行為の動機を定めるのではなく、経験不可能な快楽によって道徳的行為の動機を定めるからこそ、行為者によって幸福をもたらす対象が異なっている、普遍的な来世の幸福によって確実に道徳的行為がなされると解釈している。

である。

続いて、シェリダンは、ロックが草稿「倫理 A」（1692）において神の賞罰に基づかない道徳的行為に付随する心の快樂¹⁰を指摘している点を根拠にして（Sheridan 2007: 43-4）、「私の見解は、むしろロックが道徳的動機に関して二層の説明を持っているということであり、それは、〔自然法に〕従うことへの内的な満足と、これを得られない場合、神の賞罰への考慮によって、人間が正しい行為へと動機づけられるということである」（Sheridan 2007: 45）と述べている。すなわち、シェリダンは、ダーウォルと同じように、神の賞罰とは別に、人間の内的な満足、具体的には自然法を順守する（道徳的行為をなす）ことでもたらされる心の快樂によって、行為者が道徳的行為をするようになると考えている。

最後に、ロシターは、次のように主張している。「ロックが、「倫理 A」において、内省によって得られる快樂と社会的行為を結びつけ、また『人間知性論』（および他の箇所）において、神は我々を社会的であるように設計し、我々がそれぞれ行わなければならないか避けなければならない行為に快樂と苦痛を付け合わせているという、ロックの主張を考慮すると、ロックの考え抜かれた立場は、神が社会的行為に快樂を付け加え、この行為が現世の幸福を最大化するというものであると、考えることが理にかなっている」（Rossiter 2016: 216）。ロシターによれば、行為者が内省することで得られる快樂が道徳的行為と結びついており、実際に神が道徳的行為と快苦を結びつけているため、神の賞罰とは関係なしに、道徳的行為そのものが現世の幸福を最大化する。したがって、ロシターは、ロックにおける道徳的行為が神の賞罰なしになされることを主張しているのである。

このように、ダーウォル、シェリダン、ロシターは、行為者が道徳的行為へと動機づけられる際に、外的な神の賞罰以外にも、内的な動機、つ

10 ロックは、「倫理 A」において、心の快樂について論じており、それは、端的に言えば、ある行為などを考えたり思い出したりすること（内省や観想）で得られる満足のことである（“Ethica A”: 318-19）。

まり（シェリダンとロシターの主張では）具体的に道徳的行為に付随する心の快樂が働いていることを主張している。

それぞれの論者は、コールマンの解釈と基本的な線を同じとする一方で、ダーウォル、シェリダン、ロシターのいずれも、ロックにおける道徳的行為への動機づけに関して、外的な神の賞罰（来世の幸福が与えられるかどうか）以外の点から、つまり、内的な動機（具体的には、道徳的行為に付随する心の快樂）の点から、行為者が道徳的行為へと導かれる可能性について論じている点において共通している。しかしながら、道徳的行為の動機として、神の賞罰のほかに、そうした行為に付随する心の快樂が存在することを示すだけでは、不十分である。なぜなら、神の賞罰、道徳的行為に付随する心の快樂、あるいは、その他の快樂の優劣の関係が明らかにされていないからである。だが、ロックは、道徳的行為に付随する心の快樂が、神の賞罰に匹敵する強い動機かどうかについて具体的に論じていない。そのため、上記の論者たちもこの問題についてほとんど論じていない。さらに、ロックは、道徳的行為に付随する心の快樂が、いかにして他の快樂を差し置いて優先されるのかについても明確に述べていない。そのため、彼らはこの問題についてもほとんど論じていない。ロックが自らの考えを明確に示していない以上、彼らがこれらの問題についてほとんど考察していないのも当然である。だが、それらに関する考察を欠く限り、上記の整合的な解釈も不十分なものととまる。

第6節 整合的な解釈の補強の試み

前節では、ロックの理性主義的な記述と快樂主義的な記述を整合的に解釈できるとする論者たちの主張がいくらか異なっているものの、特に、ダーウォル、シェリダン、ロシターは、外的な動機だけでなく、内的な動機の点からも道徳的行為がなされると主張している点で共通していることを確認した。しかし、道徳的行為に付随する心の快樂が神の賞罰に匹敵す

る強い動機かどうか、さらに、それがいかにして他の快樂よりも優先されるのかについて、従来の整合的な解釈では、ほとんど考察がなされていない。そこで、本節では、これらの問題を可能な限り検討することで、従来の解釈の問題点を克服し、整合的な解釈を補強することを試みたい。

ここまでの議論を整理すると、ロックが想定する行為者は、意志が善（快樂）の欠如した状態である欲求によって決定されるため、何かしらの善ないし快樂によって、道徳的行為といった特定の行為がなされる。道徳的行為をするうえで、まず、神の賞罰によってもたらされる最大善（来世の幸福）は、理性によって見いだされる自然法を行為者に順守させるものとなる。ただし、それに加えて、外的な神の賞罰以外である道徳的行為に付随する心の快樂によっても、行為者は道徳的行為をなすことが可能であると、特にシェリダン、ロシターらは主張していた。すなわち、ロックにおいて、行為者が道徳的行為をなすのは、少なくとも、外的な動機（神の賞罰）か、内的な動機（道徳的行為に付随する心の快樂）かの二種類によってである。

たしかに、シェリダンらが主張するように、神の賞罰と道徳的行為に付随する心の快樂は道徳的行為をするうえで二層の動機になっている。では、道徳的行為に付随する心の快樂は神の賞罰に匹敵する強い動機であるのか。ロックは、神の賞罰によってもたらされる来世の幸福が最大善であると明言しているが、その一方で、道徳的行為に付随する心の快樂が来世の幸福に並ぶほどの最大の善であると明確に主張していない。ただ、ロックは、倫理に関する草稿（“Ethica A”：318-19）のなかで、身体の運動に存する感覚の快樂（物質的快樂）と精神の観想や満足に存する心の快樂（非物質的快樂）を分け、後者を「最大でより永続的な快樂」とし、その一例として隣人愛や慈愛に基づく道徳的行為を挙げたうえで、次のように主張している。

……幸福は、私たちが他者を愛すること、私たちが愛と慈悲の行いと

いう自らの義務をなすことに伴っているが、誰もがこの普遍的な愛と慈悲の規則を守るわけではないがゆえにそのことを否定する者は、来世（そこでは、神は、善をなし苦難を受けた人々と悪をなし享樂を受けた人々を区別して扱う）の必然性を導入し、賞罰によって善人を勝者とし悪人を敗者とする神の正義に必然性を付与することで、道徳をより強固なものにする。（“Ethica A”：319）

隣人愛が幸福をもたらすというのがロックの真意であり、ロック自身はそのことをけっして否定していない。だが、本稿で示してきた記述から明らかのように、来世や神の正義の必然性も否定していない。それゆえ、ロックは、（隣人愛が幸福をもたらすことを否定する者がその理由としている）誰もが道徳的に行為するわけではないことも、言い換えれば、道徳的行為に付随する心の快樂がつねに強い動機として働くわけではないことも、半ば認めている。さらに、ロックは、道徳をより強固にするために、神の賞罰（神の正義）という考えが唱えられたと述べている。以上に鑑みれば、ロックは、心の快樂が最大でより永続的な快樂であるとはいえ、神の賞罰に匹敵する強い動機ではなく、それゆえに神の賞罰が必要であると考えていると思われる。

次に、道徳的行為に付随する心の快樂は、いかにして他の快樂よりも優先されるのか。感覚の快樂と心の快樂については、先に見たとおり、ロックによれば、後者が「最大でより永続的な快樂」であるから、より大きな善（快樂）を判断する理性の働きによって、前者よりも後者が優先されることは間違いない。

だが、ロックは、感覚の快樂であっても、それが消滅したのちにそれについて観想したり満足したりすることで、心の快樂に変わりうると考えている¹¹。それゆえ、心の快樂そのものは、道徳的行為への観想や満足の

11 具体的には、ロックは「倫理 A」において食事の例を挙げているが、これを踏

みに存する独特の快樂ではない。つまり、道徳的行為に付随する心の快樂は、心の快樂のうちの一例にすぎず、それだけが最大の快樂であるわけではない。

そこで、問題になるのは、道徳的行為に付随する心の快樂がいかにして他の心の快樂よりも優先されるのかである。この問題について考察するうえで、一つの手掛かりとなるのは以下の一節である。

もし幸福が、私たちの利益であり、目的であり、関心事であるとすれば、それを得るための道が、私たち自身と同様に隣人を愛することであるのは明白である。というのも、そのこと〔隣人を愛すること〕によって、私たちが彼らになした善行のすべてが、私たち自身に倍になって返り、衰えることなく、どこまでも続く快樂を私たちに与え、私たちは、私たちの快樂を増大し、確保するからである。（“Ethica A”: 319）

ロックによれば、道徳的行為に付随する心の快樂は、それだけで最大の幸福であるだけでなく、さらに快樂を増大させ、幸福に至ることができる¹²。この点を考慮すれば、ロックにおいて、道徳的行為に付随する心の快樂は、心の快樂のなかでもより大きな快樂であると解することができるだろう。

以上のように、ロックにおいて、道徳的行為に付随する心の快樂は、神の賞罰に匹敵する強い動機ではなく、それゆえに神の賞罰が必要とされ

襲すると、次のようになる。食事によって得られた味覚などの感覚に基づく快樂は、食べ終わってしまえば即座になくなってしまう。これは感覚の快樂である。一方で、食事を食べ終えたのちに、その食事で得られた味などを考え思い出すこと（内省や観想）によって得られる満足は、心の快樂である。

- 12 道徳的行為をすることで得られた個別の快樂を想起することが、道徳的行為に付随する心の快樂であると解釈するのがふさわしいだろう。というのも、心の快樂そのものは、その行為を思い出す内省や観想によって得られるものであるため、道徳的行為をなした瞬間に得られた個別の快樂そのものを意味しているわけではないからである。

る。とはいえ、それは、感覚的な快楽と異なり、最大でより永続的な快楽であり、さらに、他の心の快楽よりも大きな快楽である。

そして、神の報酬たる来世の幸福、道徳的行為に付随する心の快楽、他の心の快楽、感覚の快楽といった様々な善のうち、何がより大きな善であるのかを判断するのは、本稿第2節で見たように（EHU 2.21.67）、理性（知性）である。そこで、ここまでの検討に基づくならば、ロックの場合、人々は、感覚の快楽よりも心の快楽を、他の心の快楽よりも道徳的行為に付随する心の快楽を、より大きな善と判断し、さらに、来世の幸福を最大善と判断する、ということになるだろう。

ロックにおける理性主義的な記述と快楽主義的な記述をめぐって、両者を整合的でないとする論者たちは、自然法の認識能力としての理性に重きを置きすぎる傾向があった。また、両者を整合的であるとする論者たちは、善（快楽）の判断能力としての理性も重視してきたが、その善はもっぱら来世の幸福や道徳的行為に付随する心の快楽であり、他の心の快楽や感覚の快楽を含む、様々な善の優劣の関係についてはほとんど論じられてこなかった。それに対して、本稿では、様々な善をより詳細に区別し、それらの優劣の関係を可能な限り明らかにすることを試みた。そして、それによって、ロックにおける理性主義的な記述と快楽主義的な記述を整合的に解釈する立場の補強を試みた。

おわりに

本稿では、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述について取り上げ、その整合性をめぐる問題について論じた。

具体的には、まず、ロックの理性主義的な記述と快楽主義的な記述を整合的に解釈できないとする先行研究と、整合的に解釈できるとする先行研究について、それぞれの主張とその根拠を確認した（第1節）。次に、ロックが実際にどのような理性主義的な記述と快楽主義的な記述をしてい

るのかを問題にした。そして、ロックが、まず自然法とのかかわりから、さらに善や欲求とのかかわりから理性について論じていること、また、主に意志がいかにして決定されるのかという議論のうちで快楽主義的な記述をしていることを確認した（第2節、第3節）。そのうえで、ロックのこれらの記述がいかにして整合的に解釈できるのかを考察した。そして、特に道徳的善悪に関するロックの説明において、理性主義的な記述と快楽主義的な記述が相補的な関係にあり、それらを整合的に解釈することは十分可能であることを示した（第4節）。続いて、整合的に解釈できるとする立場の主張を個別に検討した。そして、何人かの論者が道徳的行為の動機として神の賞罰だけでなく行為そのものに付随する心の快楽が存在すると主張していること、ただ、問題点として、神の賞罰、道徳的行為に付随する心の快楽、あるいは他の快楽の優劣の関係について考察していないことを指摘した（第5節）。さらに、その問題点を克服するために、それらがどのような優劣の関係にあるのかを考察した。そして、その関係を可能な限りで明らかにすることで、整合的に解釈できるとする立場の補強を試みた（第6節）。

文献表

一次文献

- Locke, John, 1663-64, *Essays on the Law of Nature*, ed., Wolfgang von Leyden, Oxford: Oxford University Press, 1954. [略語：ELN]
- , 1686-88, “Of Ethic in General,” in *Political Essays*, ed., Mark Goldie, Cambridge: Cambridge University Press, 1997. [略語：OEG]
- , 1690, *Two Treatises of Government*, ed., Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press, 1988. [略語：TG]
- , 1692, “Ethica A,” in *Political Essays*, ed., Mark Goldie, Cambridge:

Cambridge University Press, 1997.

——, 1700, *An Essay Concerning Human Understanding*, based on the fourth edition, ed., Peter H Nidditch, Oxford: Oxford University Press, 1975. [略語 : EHU]

二次文献

Aaron, Richard I., *John Locke*, Oxford: Oxford University Press, 1971.

Colman, John, *John Locke's Moral Philosophy*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 1983.

Darwall, Stephen, *The British Moralists and the Internal Ought: 1640–1740*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995.

Laslett, Peter, “Introduction,” in John Locke, *Two Treatises of Government*, ed., Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press, 1988.

Rossiter, Eliot, “Hedonism and Natural Law in Locke’s Moral Philosophy,” in *Journal of the History of Philosophy*, 52(2): 203–225, 2016.

Schneewind, J.B., “Locke’s Moral Philosophy,” in *The Cambridge Companion to Locke*, ed., Vere Chappell, Cambridge: Cambridge University Press, 1994.

Sheridan, Patricia, “Pirates, Kings, and Reasons to Act: Moral Motivation and the Role of Sanctions in Locke’s Moral Theory,” in *Canadian Journal of Philosophy*, 37(1): 35–48, 2007.

von Leyden, W., “Introduction,” in John Locke, *Essays on the Law of Nature*, ed., W. von Leyden, Oxford: Oxford University Press, 1954.

大槻春彦「解説」『人間知性論』（二）岩波書店、425-443 頁、1974 年。

佐々木拓『ジョン・ロックの道徳哲学』丸善出版、2018 年。

田中正司『新增補 ジョン・ロック研究』御茶の水書房、2005 年。

浜林正夫『イギリス思想叢書 4 ロック』研究社出版、1996 年。

（すずき・しょう 慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程）

Locke on rationalism and hedonism

Sho SUZUKI

John Locke discusses rationalism, including natural law, discovered by reason in *Essays on the Law of Nature*, and reason or understanding to prefer one good over another mainly in *An Essay Concerning Human Understanding*. However, he also discusses hedonism, on which the agent is based (including pleasure and pain or desire) in *An Essay Concerning Human Understanding*. Locke's rationalism and hedonism have puzzled many commentators, especially when interpreting his moral theory. My aim herein is to answer the following three questions:

(1) What is the relationship between rationalism and hedonism? Some commentators have claimed that it is difficult to interpret them consistently. However, other researchers have argued that this is not true. It may be important to clarify the relationship between them to elucidate whether they can be interpreted consistently.

(2) How can rationalism and hedonism be interpreted consistently? According to Locke, the rational view—which includes natural law and reason—plays an important role in moral action; however, the hedonistic view shows that the agent pursues self-interest. Locke's ideas of “moral good and evil” may be helpful in overcoming these conflicting claims.

(3) Even if rationalism and hedonism can be interpreted consistently, what problems can be anticipated? Although Locke's agent, based on hedonism, pursues self-interest, the individual does not necessarily fail to obey natural law by finding happiness through moral action. However, the question is how hedonistic agents come to prefer moral action to self-interest. The role of reason in choosing the greater good over the lesser good is crucial for solving this problem.